

ヤングケアラー理解研修

～ 私たちに何ができるか考えよう～

「ヤングケアラー」とは本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの事です。

昨年6月に、子ども・若者育成支援推進法の改正法が成立し、ヤングケアラーが支援対象として法律に明記されました。

ヤングケアラーは地域で暮らす私たちにとって身近な存在になってきています。

ヤングケアラー当事者のかたのお話から私たちに何ができるか考えてみませんか。

令和7年9月5日(金) 14:00～16:00

※会場：川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)

※定員：25名(定員を超えた場合は抽選)

※対象：川崎市在住・在勤・在学の方

※受講料：無料

【申込方法】

右記の2次元コードからお申込み下さい



申込締切 令和7年8月18日(月)10時

申込時に、受付完了のメールが届いているか必ず確認してください。

※メールが届かない場合、受付ができていない可能性がありますのでご注意ください。

上記からのお申し込みが難しい場合はご連絡ください。

TEL:044-739-8726(受付時間:平日8:30～17:00)

※締切後、抽選結果をメールにて通知いたします



「ヤングケアラー」とは、

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること
も・若者”のこと。

こどもが家事や家族の世話をするのは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、
でも、ヤングケアラーは、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込
む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…これらの「こどもとして
の時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

まわりの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが「自分は
一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思える、「こどもがこどもでいられる街」を、
みんなでつくっていきませんか。

それはきっと、すべての人が幸せに暮らせる社会をつくる一歩になるはずです。

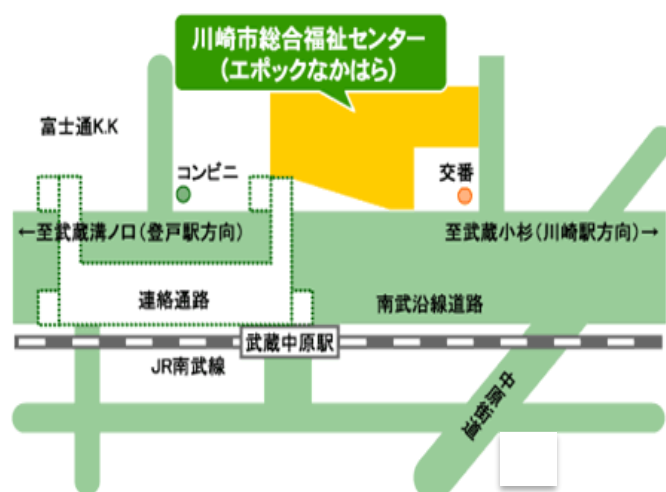
こども家庭庁ホームページより

【講師紹介】

- ・(福)神奈川県社会福祉協議会地域福祉部地域課
ケアラー支援専門員
- ・ゆうか氏

【会場】

〒211-0053
川崎市中原区上小田中6-22-5
川崎市総合福祉センター6階



【問い合わせ先】 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市福祉人材バンク

〒211-0053
川崎市中原区上小田中6-22-5
川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)5階
【TEL】 044-739-8726 / 【FAX】 044-739-8740
【HP】 <https://kawasaki-jinzaibank.jp>
【MAIL】 jinzai-kensyu@csk-kawasaki.or.jp



人材バンクキャラ
ほっとん